

令和4年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会
次 第

日 時 令和5年1月19日(木)
午後2時～午後4時
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正

①保険税率の見直し 諮問事項


②国民健康保険税の課税限度額の見直し

(2) 令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計 当初予算案と事業の概要

(3) 平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

(4) その他

3 閉 会



令和4年度 第3回平塚市国民健康保険 運営協議会

令和5年1月19日(木)
平塚市健康・こども部保険年金課





次 第

1 開会

2 議題

- (1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正
 - ①保険税率の見直し 諮問事項
 - ②国民健康保険税の課税限度額の見直し
- (2) 令和5年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業の概要
- (3) 平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の概要について(報告)
- (4) その他

3 閉会



1 スケジュール(予定)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 2022年 | 11月初旬 | 仮係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示 |
| | 11月17日 | 第2回平塚市国民健康保険運営協議会
仮係数に基づく令和5年度国保事業費納付金・標準保険税率について説明 |
| | 11月下旬 | 令和5年度予算案と税率案の作成 |
| 2023年 | 1月初旬 | 確定係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示
委員の皆様へ資料の送付(予算案、税率案) |
| | 1月19日 | 第3回平塚市国民健康保険運営協議会
予算案の説明、税率について承認 |
| | 2月 | 市議会定例会に議案上程 |

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正

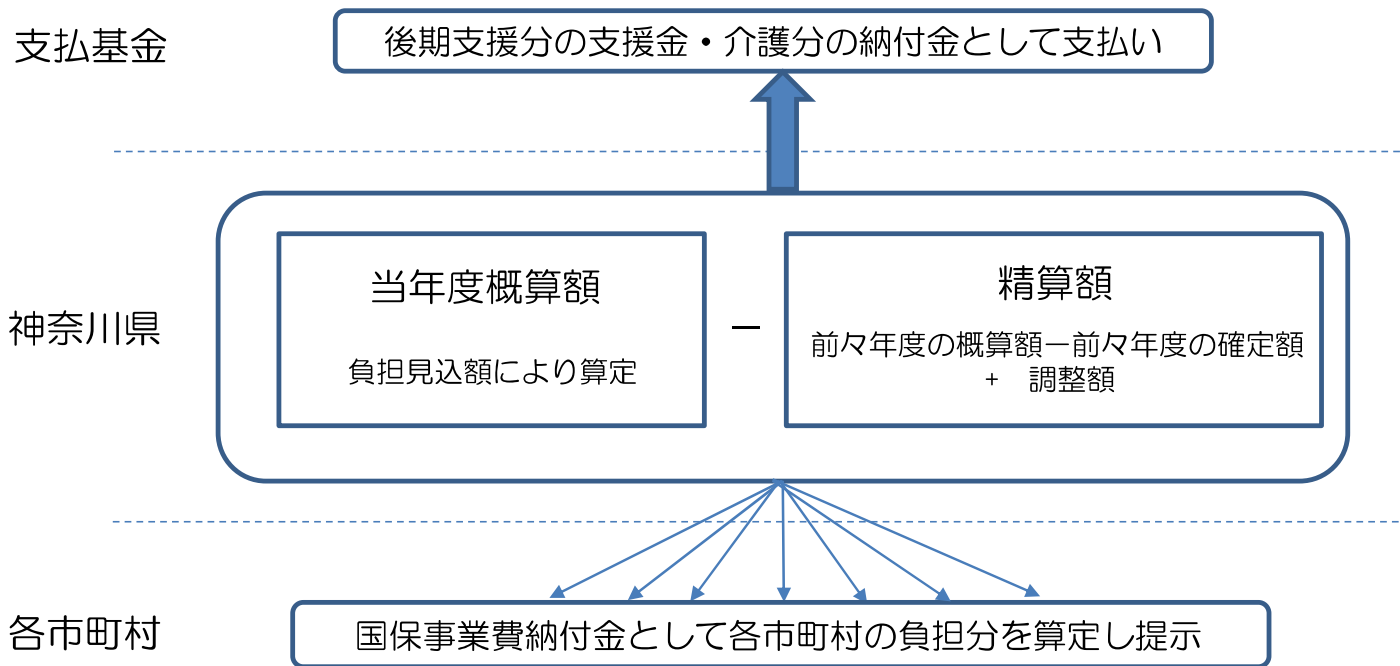
① 保険税の見直し

ア 令和5年度国保事業費納付金の提示

	令和5年度	令和4年度	前年差	前年比
総額	7,386,560,671	7,192,488,762	194,071,909	+2.70%
医療分	4,980,101,335	4,801,171,886	178,929,449	+3.73%
後期支援分	1,782,820,108	1,719,688,441	63,131,667	+3.67%
介護分	623,639,228	671,628,435	-47,989,207	-7.15%

(単位:円)

神奈川県が支払基金へ支払う「後期支援分の支援金」や「介護分の納付金」は、当年度の概算額から、精算額（前々年度の概算額－前々年度の確定額・調整額）を控除し、算定されています。



イ 予算への計上

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の
国民健康保険事業費納付金に、提示された額を計上します。

科目	5年度当初
総務費	463,935
総務管理費	396,817
一般管理費	394,306
職員給与費	219,298
国民健康保険庶務費	175,098
国民健康保険市休連合会負担金	2,511
徴収費	66,517
高学協賛会費	601
保険給付費	17,996,981
療養費	15,601,551
一般被保険者療養給付費	15,411,740
退職被保険者等療養給付費	100
一般被保険者療養費	140,779
退職被保険者療養費	400
療養支払手数料	48,832
高額療養費	2,300,390
一般被保険者高額療養費	2,297,228
一般被保険者高額療養費	2,291,249
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	5,879
退職被保険者等高額療養費	200
退職被保険者高額介護合算療養費	2,862
退職被保険者等高額介護合算療養費	100
移送費	250
一般被保険者移送費	200
退職被保険者等移送費	50
出産育児諸費	70,530
出産育児一時金	70,500
療養支払手数料	30
雑費	20,150
徴収手数料	4,120
国民健康保険事業費納付金	7,386,563
医療給付費分	4,980,102
一般被保険者医療給付費分	4,978,500
退職被保険者等医療給付費分	1,602
後期高齢者支援金等分	1,782,821
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,782,821
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	623,640
介護納付金分	623,640
共同事業拠出金	5
共同事業拠出金	5
保健事業費	298,206
保健事業費	68,953
保健普及費	9,213
病院事業費	59,750
特定健康診査等事業費	229,243
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	209,496
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	19,747
市国民健康保険基金積立金	0
歳支出金	47,200
償還金及び交付金	47,200
一般被保険者医療給付費分	45,000
退職被保険者等医療給付費分	200
前貸金(保険給付費等交付金償還金)	1,000
一般被保険者保険給還付加算金	900
退職被保険者等保険給還付加算金	20
指定公費負担施設立替金	0
予備費	100
歳出合計	26,193,000



国民健康保険事業費納付金	7,386,563
医療給付費分	4,980,102
一般被保険者医療給付費分	4,978,500
退職被保険者等医療給付費分	1,602
後期高齢者支援金等分	1,782,821
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,782,821
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	623,640
介護納付金分	623,640

令和5年度国民健康保険事業特別会計予算書(歳出部分)



ウ 標準税率と令和4年度税率との比較

令和4年度税率

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	6.69%	25,400	16,840
後期 支援分	2.77%	10,190	6,760
介護分	2.94%	12,010	6,080

令和5年度標準保険税率

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	6.77%	27,507	18,029
後期 支援分	2.89%	11,209	7,347
介護分	2.73%	11,606	5,733



令和4年度税率と
令和5年度標準保険税率との差異

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	0.08%	2,107	1,189
後期 支援分	0.12%	1,019	587
介護分	-0.21%	-404	-347

実際の保険税率は、各市町村が**標準保険税率**を参考に、当該市町村の国民健康保険の加入者の所得、世帯の状況等により判断した上で決定するため、**標準保険税率**と各市町村が実際に算定する保険税率は異なります。



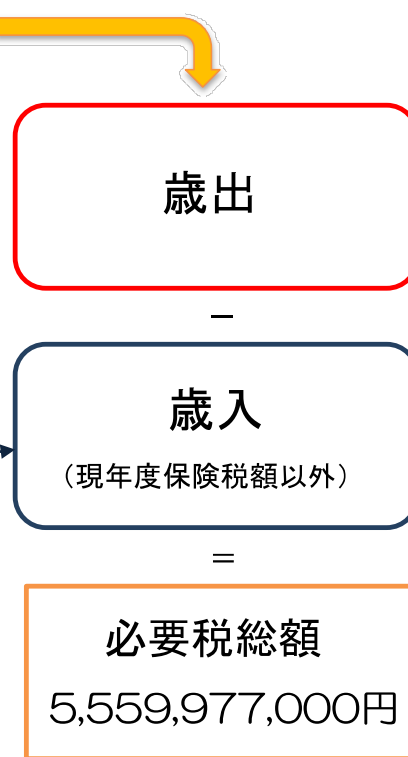
工 保険税率の算定

歳入

科目	5年度当初
国民健康保険税	5,783,416
一般被保険者国民健康保険税	5,782,815
医療給付費	3,657,210
後期高齢者支援金分	1,402,573
介護納付金分	500,194
介護納付金分	292,839
退職給付費	143,396
後期高齢者支援金分	50,442
介護納付金分	29,000
退職被保険者等	601
現在給付金	30
後期高齢者支援金	10
介護納付金	10
滞納繰越分保険税等補助金等諸収入等	571
滞納繰越分	371
滞納繰越分	94
滞納繰越分	106
一部負担金	20
使用料及び手数料	30
手数料	30
職務手数料	30
証明書発行手数料	30
国庫支出名	10
国庫補助金	10
災害臨時特別補助金	10
県支出名	18,235,509
県補助金	18,235,509
保険給付費等交付金	18,235,509
普通交付金(保険者努力支援分)	17,671,377
特別交付金(保険者努力支援分)	81,910
特別交付金(特別調整交付金(市町村分))	96,979
特別交付金(県職入金(2号分))	130,150
特別交付金(特定健康診査等負担金)	55,093
繰入金	2,034,237
社会保険入金	1,984,237
保険基礎安定基金(保険増額減分)	765,500
保険基礎安定基金(保険者支援分)	432,911
未就学児均等費保険料繰入金	11,993
職員給与費等繰入金	463,935
出産育児一時金等繰入金	47,000
国庫財政安定化支援事業繰入金	70,898
その他一般会計繰入金	192,000
市国民健康保険基金繰入金	192,000
繰越金	120,000
諸収入	69,778
滞入金、加算金及び過料	38,961
一般被保険者滞入金	38,931
退職被保険者等滞入金	10
一般被保険者加算金	10
退職被保険者等加算金	10
繰入金	30,817
一般被保険者第三者納付金	21,189
退職被保険者等第三者納付金	10
一般被保険者返納金	9,613
退職被保険者等返納金	9,603
不当利得等返納分	9,593
特定健診等返納分	10
滞納繰越分	10
不当利得等返納分	5
特定健診等返納分	9
退職被保険者等返納金	9
現生分	1
滞納繰越分	3
その他繰入金	3
歳入合計	26,193,000

歳出

科目	5年度当初
総務費	3,935
総務管理費	396,47
一般管理費	394,305
職員給与費	219,208
国民健康保険庶務事業	175,098
国民健康保険団体混合同会負担金	2,511
費	66,517
運営協議会費	601
保険給付費	17,996,991
療養費	15,601,551
一般被保険者療養給付費	15,411,740
退職被保険者療養給付費	1,700
退職被保険者療養給付費	140,779
療養費	1,700
審査支払手数料	48,832
高額療養費	2,300,390
一般被保険者高額療養費	2,287,228
一般被保険者高額療養費	2,291,249
退職被保険者高額療養費	5,979
退職被保険者高額療養費	200
一般被保険者高額療養費	2,862
退職被保険者高額療養費	100
移送費	250
一般被保険者移送費	200
退職被保険者移送費	50
出産育児一時金	70,500
出産育児一時金	70,500
審査支払手数料	30
雑給付費	20,150
傷病手当金	4,120
国民健康保険事業費納付金	7,386,563
医療給付費分	4,980,102
一般被保険者医療給付費分	4,978,500
退職被保険者医療給付費分	1,602
後期高齢者支援金等分	1,782,821
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,782,821
退職被保険者後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	623,640
介護納付金分	623,640
共同事業拠出名	5
共同事業拠出名	5
保健事業費	298,206
保健事業費	68,963
保健普及費	9,213
病院事業費	59,750
特定健康診査等事業費	229,243
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	209,946
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	19,747
市国民健康保険基金積立金	0
諸支出名	47,200
償還金及び還付加算金	47,200
一般被保険者保険給還付金	45,000
退職被保険者等保険給還付金	280
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000
一般被保険者保険給還付加算金	900
退職被保険者等保険給還付加算金	20
指定公費負担医療積立基金	0
予備費	100
歳出合計	26,193,000



予算案作成により、必要税総額を約55億5,998万円と算出

令和4年度税率で試算(国民健康保険システムによる計算)

- 被保険者数減を見込んだ期末賦課額は1%減(過去の実績から)
- 収納率は92.37%(過去3年間の実績から)



算出結果 = 約52億3,652万円

(令和4年度税率と現在の所得状況により課税し、収納率が92.37%、被保険者数の減に伴う所得の減少を見込んだ上での徴収可能額)

令和4年度の税率では、必要税総額を満たすことができない。

約55億5,998万円(必要税額) > 約52億3,652万円(令和4年度税率)



保険税率は、国保事業費納付金等の財源が徴収できるよう設定することが原則ですが、

保険税負担の急増を避け、被保険者の負担に配慮するため、次のような対応を行いました。

①基金の取崩し **5,000万円**

必要税総額の減額 55億5,997万7千円 → 55億0,997万7千円

②収納率の見直し 92.37% → **92.50%**

令和5年度も様々な取組により収納率を向上させることを想定し、平均よりも高く設定

③応能割と応益割の割合変更 54.5 : 45.5 → **54.75 : 45.25**

低所得者へ配慮し、応益割（均等割、平等割）の上昇を抑える

必要税総額 = 5,509,977,000円

収納率は、92.50%

$$5,509,977,000円 \div 0.925 = 5,956,731,891円$$

期末減少率は、1%

$$5,956,731,891円 \div 0.99 = 6,016,900,900円$$



必要賦課額を6,016,900,900円と算出
(約60億1,690万円)

必要賦課額を満たすために、医療分、後期支援分、介護分の3つの区分について税率案を算定しました。

(諸条件をシステムに入力し、算出された税率を令和4年度税率や標準税率と比較しながら、次ページの税率案を算定しました。)

令和5年度国民健康保険予定税率(令和4年度税率との比較)

	医療分			後期支援分			介護分		
	R4 税率	R5 予定税率	差	R4 税率	R5 予定税率	差	R4 税率	R5 予定税率	差
所得割 (%)	6.69	6.96	0.27	2.77	2.82	0.05	2.94	2.90	-0.04
均等割 (円)	25,400	28,270	2,870	10,190	10,920	730	12,010	11,740	-270
平等割 (円)	16,840	18,530	1,690	6,760	7,160	400	6,080	5,940	-140

モデル世帯(子育て世帯 30代)

	モデル世帯	R3年度 税率	R4年度 税率	R5年度 予定税率	改定額 R4→R5	1月当たり の 改定額
①	夫婦2人(30代)・子ども1人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円)子ども1人が未就学児	357,500	355,600	374,900	19,300	1,608
②	夫婦2人(30代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯) 子ども2人が未就学児	272,400	254,700	270,000	15,300	1,275
③	夫婦2人(30代)・子ども3人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円、2割軽減世帯) 子ども3人が未就学児	387,500	361,600	381,500	19,900	1,658
④	夫婦2人(30代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯)	272,400	283,100	301,400	18,300	1,525

単位(円)

モデル世帯(子育て世帯 40代・介護分あり)

モデル世帯	R3年度 税率	R4年度 税率	R5年度 予定税率	改定額 R4→R5	1月当たり の 改定額
夫婦2人(40代)・子ども1人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円)子ども1人が未就学児	453,800	461,200	478,800	17,600	1,467
夫婦2人(40代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯) 子ども2人が未就学児	337,300	325,500	339,600	14,100	1,175
夫婦2人(40代)・子ども3人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円、2割軽減世帯) 子ども3人が未就学児	477,900	461,200	479,500	18,300	1,525
夫婦2人(40代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯)	337,300	353,900	371,000	17,100	1,425

単位(円)

モデル世帯(単身者・高齢者世帯)

モデル世帯	R3年度 税率	R4年度 税率	R5年度 予定税率	改定額 R4→R5	1月当たり の 改定額
単身世帯(50歳)、給与収入430万円 (所得300万円)	372,400	395,800	408,300	12,500	1,042
夫婦2人(70歳)世帯 年金収入208万円、妻収入0円 (所得98万円、5割軽減世帯)	95,800	99,400	105,800	6,400	533
単身世帯(70歳)、年金収入153万円 (所得43万円、7割軽減世帯)	17,600	17,600	19,400	1,800	150

単位(円)

【参考】

本市の令和4年度→令和5年度の税率改定状況(医療+後期+介護)

	所得割合計	均等割合計	平等割合計
本市	+0.28%	+3,330円	+1,950円

県内各市の令和3年度→令和4年度の税(料)率改定状況(医療+後期+介護)

	所得割合計	均等割合計	平等割合計
A市	+1.20%	+7,000円	-2,800円
B市	+1.05%	+2,000円	±0円
C市	+1.00%	+2,000円	±0円
本市	+0.89%	+1,010円	-430円
D市	+0.80%	+3,800円	+2,500円
E市	+0.80%	+6,900円	-1,500円

②課税限度額の見直し

令和4年12月に閣議決定された税制改正大綱では、課税限度額について、後期支援分が20万円から22万円に**2万円**引き上げられ、総額も102万円から**104万円**となります。

平塚市国民健康保険税条例では、課税限度額を地方税法に規定されている法定限度額に合わせるように定めているため、課税限度額に関して条例の改正は行いません。

	現行	改定後	差
医療分	650,000円	650,000円	0円
後期支援分	200,000円	220,000円	+20,000円
介護分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,020,000円	1,040,000円	+20,000円

見直しの背景

高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、

- ・保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなる。

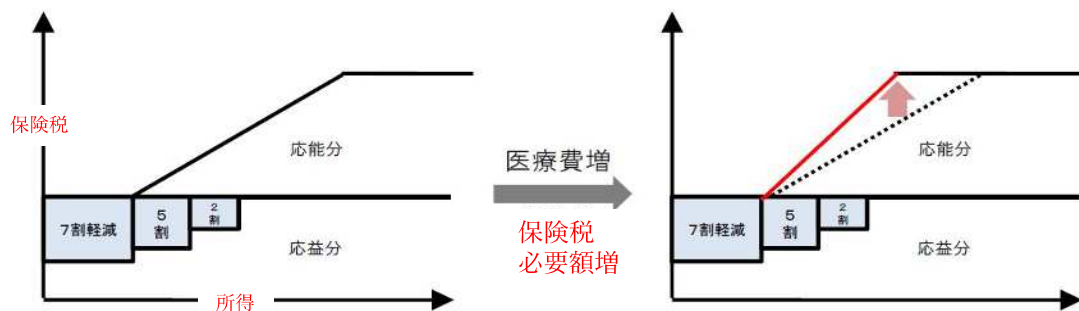
【イメージ図：①】

- ・保険税負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となる。

【イメージ図：②】

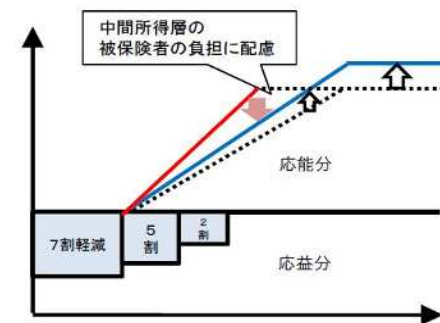
【イメージ図：①】

保険税率の引上げ



【イメージ図：②】

保険税率及び賦課限度額の引上げ



軽減判定所得の見直し

世帯の軽減判定所得が、下表の基準額以下の場合、保険税の均等割・平等割が軽減されます。

基準額の見直しが行われるため、本市でも対応します。

国民健康保険税の軽減判定所得の基準

区分	改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
7割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	変更なし
5割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (28.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	基礎控除 43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
2割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (52万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	基礎控除 43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

軽減判定基準額の計算例

加入者数	給与所得者等の数	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
1人	0～1人	43万円以下	72万円以下	96.5万円以下
	2人	53万円以下	82万円以下	106.5万円以下
2人	0～1人	43万円以下	101万円以下	150万円以下
	2人	53万円以下	111万円以下	160万円以下
	3人	63万円以下	121万円以下	170万円以下
3人	0～1人	43万円以下	130万円以下	203.5万円以下
	2人	53万円以下	140万円以下	213.5万円以下
	3人	63万円以下	150万円以下	223.5万円以下
	4人	73万円以下	160万円以下	233.5万円以下

軽減判定基準額を地方税法に規定されている基準額に合わせるように平塚市国民健康保険税条例の改正を行います。



議題(2)

令和5年度 平塚市国民健康保険事業特別会計

～当初予算案と事業の概要～



【全体】

- ◆被保険者世帯数 → 35,100世帯(対前年度-800世帯)
- ◆被保険者数 → 52,000人(対前年度-2,400人)と見込み積算
- ◆歳入歳出総額は、前年度比+4億円(+1.6%)の262億円
- ◆歳出の約7割を占める保険給付費は、新型コロナによる診療報酬の臨時的取扱いなど、1人あたり保険給付費が依然として高い増加率となることを想定し、対前年度+2億円(+1.1%)の180億円を見込む
- ◆国民健康保険事業費納付金は対前年度+2億円の74億円
→ 納付金の財源となる保険税の税率を設定
- ◆新型コロナ対応→「保険税の減免」、「傷病手当金支給事業」を計上
- ◆出産育児一時金の支給額を1件あたり42万円→50万円に改定

予算規模の推移

単位:千円

年度	当初予算額	対前年度	補正予算額	最終予算額
R2	25,945,000	—	282,186	26,227,186
R3	25,499,000	-446,000	855,196	26,354,196
R4	25,784,000	285,000	※241,746	—
R5	26,193,000	409,000	—	—

※R4補正予算額は12月補正までの実績+3月補正要求段階

【歳入の主な事業】

①国民健康保険税(5,733,416千円／対前年度＋253,242千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」①参照)

県から示された標準税率等を参考に、必要額を満たすために保険税率を見直し。
国民健康保険事業費納付金の増を受け、全体で253,242千円(4.6%)の増。
歳入全体に占める割合は21.9%。

②県支出金(18,235,509千円／対前年度＋197,091千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」②参照)

国、社会保険診療報酬支払基金、県からの交付金等が合算され県から支出されるもの。歳入全体の約70%を占める。
歳出の「保険給付費」と対の関係にあたる「普通交付金」の増の影響が大きく、全体で197,091千円の増。

(参考: 県支出金の増減イメージ)

	増要因	減要因	不確定要素
普通交付金	「保険給付費」の増	「保険給付費」の減	不当利得、第三者
特別交付金	保険者努力支援分	取組達成項目の減	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特別調整(市町村分)	取組に要する費用増	保険料減免(新型コロナ、非自発、被扶養者) など
	県繰入金(2号分)	取組達成項目の増	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特定健診等負担金	基準単価の増 健診実施人数の増 前年度不足分の反映	基準単価の減 健診実施人数の減 前年度超過分の反映

③繰入金(2,034,237千円／対前年度-26,663千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」③参照)

【他会計繰入金】

- ・歳出と連動する「職員給与費等繰入金」、「出産育児一時金等繰入金」などの減額見込により減。
- ・「その他一般会計繰入金」について、赤字補填分の繰入は解消済だが、地方単独事業波及増分(※)に係る繰入として前年度同額の192,000千円を計上。
→決算状況を見つつ段階的に削減予定。

※地方単独事業(重度障がい者、ひとり親、小児等にかかる医療費助成)を実施することにより医療費の増加に波及する分

【市国民健康保険基金繰入金】

- ・保険税率上昇緩和のため、対前年度+17,000千円(+51.5%)の50,000千円を取り崩し。

(参考: 他会計繰入金における各種繰入金イメージ)

法定 法定外	繰入金名称	内容
法定	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	保険税の負担緩和に対する繰入れ (県3/4、市1/4)
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	保険税の減額対象者の数に応じた繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割軽減に対する繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)
	職員給与費等繰入金	職員給与費などの歳出「総務費」に対する繰入れ
	出産育児一時金等繰入金	出産育児一時金に対する繰入れ (歳出「出産育児一時金」の2/3)
	国保財政安定化支援事業繰入金	国保財政の健全化等に資するために講じられている地方財政措置分の繰入れ (低所得者分、年齢構成差分)
法定外	その他一般会計繰入金	地方単独事業波及増分に充てられる繰入れ

(参考:基金の状況)

年度	前年度末 現在高	当該年度増減額		当該年度末 現在高
		取崩	積立	
R3	313,047,000	0	0	313,047,000
R4	313,047,000	33,000,000	6,649,000	286,696,000
R5	286,696,000	50,000,000	0	236,696,000



【市の留意点】 特別交付金(県繰入金分(2号分))の評価点の獲得



R4～ 『前年度の保険税調定額の5%以上』 … 280,606,080円
(～R3は前年度保険税収納率の1%以上 … 52,345,730円)



- ・R6～8の納付金は、本体基金を取崩した際の償還分が上乗せされること
- ・今後も納付金軽減のための県基金の財源不足が見込まれること



50,000千円が限度

【歳出の主な事業】

④国民健康保険庶務事業(175,098千円／対前年度-7,768千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」④参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員報酬の単価増 →人事院勧告に準じた単価増・業務委託に係る材料費等の単価増・保険証一斉更新に係る業者変更による委託費用の増・窓口業務委託に係る費用増・オンライン資格確認運営負担金の単価増	<ul style="list-style-type: none">・被保険者数の減に伴う各種経費の減・マイナポータル端末操作支援業務委託の減 →業務の見直しにより現行委託へ統合・前年度実施のシステム改修費分の減・住居表示に伴う保険証一斉更新業務の減 →(R4:旭地区／R5:大神・吉際地区)
増要因計 1,487千円	減要因計 -9,255千円



国民健康保険庶務事業 計 -7,768千円



⑤徴税費(66,517千円／対前年度-5,824千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑤参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・会計年度報酬、印刷製本費等の単価増・【新規】PipitLINQ生命保険調査開始に伴う増<ul style="list-style-type: none">→R3.4～預貯金等照会業務の電子化→R5.4～生命保険の調査も実施・Web口座振替受付サービスの通年化<ul style="list-style-type: none">→R4.10～開始・当初納税通知書に係るデータ作成委託料の増・口座振替開始通知に係るデータ改修費用	<ul style="list-style-type: none">・Web口座振替受付サービスに係る初期費用分の減<ul style="list-style-type: none">→現行システムのプログラム改修費→サービス提供事業者に対する初期費用→各金融機関に対する初期費用
増要因計 5,364千円	減要因計 -11,188千円

徴税費(国民健康保険賦課徴税事業)計 -5,824千円

⑥保険給付費(17,996,991千円／対前年度202,840千円)

～療養諸費、高額療養費、移送費～ (A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑥参照)

- ・団塊世代の後期高齢者移行、R4.10～社会保険適用拡大等による被保険者数の減はあるものの、新型コロナウイルスの影響による1人あたり保険給付費は依然として高い増加率となることを想定し計上。

【1人あたり保険給付費の経年比較】

年度	平塚市			神奈川県全体		
	保険給付費	増減額	増減率	保険給付費	増減額	増減率
R1	305,971	5,490	1.83%	303,681	8,623	2.92%
R2	296,835	-9,136	-2.99%	295,044	-8,637	-2.84%
R3	327,378	30,543	10.29%	318,589	23,545	7.98%
R4	336,779	9,401	2.87%	326,956	8,367	2.63%
R5	350,337	13,558	4.03%	335,071	8,115	2.48%

※保険給付費は療養諸費、高額療養費、移送費

※R1～3は決算資料から(療養諸費、高額、移送÷年平均)

※R4は普通交付金決算見込÷R4.11末時点平均被保数から



⑦保険給付費(17,996,991千円／対前年度202,840千円)～出産育児一時金～
 (A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑦参照)

- ・出産育児一時金は近年の減少傾向に伴い34件分の申請件数減を見込むが、支給額が42万円から50万円に増額することにより全体で-3,040千円(対前年度-4.1%)の減。

年度	見込件数*単価	当初予算額
R4	見込件数175件*420,000円	73,500,000円
R5(額改定前)	見込件数141件*420,000円	59,220,000円
R5(額改定後)	見込件数141件*500,000円	70,500,000円



今回の増額に伴う影響額 : $141 \text{件} \times 80,000 \text{円} = 11,280,000 \text{円}$



(財源)

- ・地方交付税措置(2/3) = 7,520,000円
- ・R5のみ1件あたり5,000円の国庫補助 = $141 \text{件} \times 5,000 \text{円} = 705,000 \text{円}$
- ・保険税 = **3,055,000円**

⑧保険給付費(17,996,991千円／対前年度202,840千円) ～傷病手当金～

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑧参照)

- ・傷病手当金は、申請件数の増加に伴い100件分対応できるよう、前年度から2,615千円増の4,120千円を計上。

【傷病手当金の予算、決算推移】

年度	見込 件数	見込 単価	当初 予算	補正 予算	最終 予算	実 件数	実支給額
R2	10	100,000	1,000,000	0	1,000,000	2	89,988
R3	10	100,000	1,000,000	0	1,000,000	11	890,494
R4	15	100,288	1,505,000	4,501,000	6,006,000	50	2,001,756
R5	100	41,191	4,120,000	—	—	—	—

※R4は12月末時点

⑨国民健康保険事業費納付金(7,386,563千円／対前年度194,073千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑨参照)

- ・医療給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分などを除いた額を基本に市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定。
市町村は保険税収入などにより県へ納付。
- ・R5は保険給付費の見込み増、納付金控除のために充てる基金取崩額が減少したことにより増。

⑩保健事業費・病院事業費(59,750千円／対前年度35,350千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑩参照)

- ・直営診療施設(平塚市民病院)に対して交付される特別調整交付金を病院事業会計へ支出するもの。
- ・R5は電子カルテシステムの更新を予定しているため、その分が増加。

⑪国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)

(209,496千円／対前年度-11,349千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑪参照)

【予算積算における特定健診の受診者見込み】

	R4	R5	増減
対象者	45,000人	41,080人	-3,920人
受診率	36%	37%	+1%
受診者数	16,400人	15,500人	-900人
35歳健診	148人	148人	±0人

⑪国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等) ~つづき~
 (209,496千円／対前年度-11,349千円)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の単価増 ・消耗品、印刷製本費、委託費用等の単価増 ・【新規】次期データヘルス計画(R6~11)策定に係る経費増 →有識者助言、支援ツール、支援業務委託 →R5中に素案作成、パブコメ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者数減に伴う必要経費の減 →データ管理手数料、保険者負担金
<p>増要因計 1,327千円</p>	<p>減要因計 -12,676千円</p>



特定健康診査等事業(特定健康診査等) 計 -11,349千円

⑫国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)

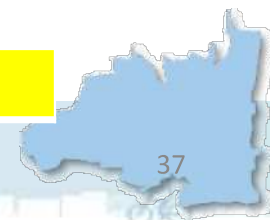
(19,747千円／対前年度4,308千円)

(A3用紙:「令和5年度当初予算案総括表」⑫参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・消耗品、印刷製本費、委託費用等の単価増・【新規】生活習慣病治療中断者への保健指導 →保健師報酬1名分(増員)・【新規】糖尿病性腎症重症化予防事業判定会に係る報償費・【新規】重複処方・多剤投薬者対策業務委託・【新規】「健幸教室」動画セミナー業務委託	<ul style="list-style-type: none">・郵便物等の見込件数の減
増要因計 4,314千円	減要因計 -6千円



特定健康診査等事業(特定保健指導等) 計 4,308千円



御清聴ありがとうございました。



健康・こども部保険年金課

令和5年度当初予算案総括表 [対令和4年度当初予算]

単位 千円

科目	5年度当初		4年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	率	
① 国民健康保険税	5,733,416	21.9%	5,480,174	21.2%	253,242	4.6%	現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税
一般被保険者国民健康保険税	5,732,815		5,479,349		253,466	4.6%	
現年課税分	5,509,977		5,244,228		265,749	5.1%	一般被保険者 現年度分
医療給付費	3,607,210		3,398,629		208,581	6.1%	
後期高齢者支援金分	1,402,573		1,352,163		50,410	3.7%	
介護納付金分	500,194		493,436		6,758	1.4%	
滞納繰越分	222,838		235,121		-12,283	-5.2%	
医療給付費	143,396		154,147		-10,751	-7.0%	一般被保険者 滞納繰越分
後期高齢者支援金分	50,442		49,808		634	1.3%	
介護納付金分	29,000		31,166		-2,166	-6.9%	
退職被保険者等国民健康保険税	601		825		-224	-27.2%	
現年課税分	30		30		0	0.0%	
医療給付費	10		10		0	0.0%	退職被保険者等 現年度分
後期高齢者支援金分	10		10		0	0.0%	
介護納付金分	10		10		0	0.0%	
滞納繰越分	571		795		-224	-28.2%	
医療給付費	371		524		-153	-29.2%	退職被保険者等 滞納繰越分
後期高齢者支援金分	94		125		-31	-24.8%	
介護納付金分	106		146		-40	-27.4%	
一部負担金	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%	支払猶予で、市に納める一部負担金
使用料及び手数料	30	0.0%	15	0.0%	15	100.0%	証明書発行手数料
手数料	30		15		15	100.0%	
総務手数料	30		15		15	100.0%	
証明書発行手数料	30		15		15	100.0%	
国庫支出金	10	0.0%	10	0.0%	0	0.0%	
国庫補助金	10		10		0	0.0%	
災害臨時特例補助金	10		10		0	0.0%	東日本大震災(東電福島原発事故)に際し、保険税や一部負担金等の減免を行うことによる負担増への補助
② 県支出金	18,235,509	69.6%	18,038,418	70.0%	197,091	1.1%	
県補助金	18,235,509		18,038,418		197,091	1.1%	
保険給付費等交付金	18,235,509		18,038,418		197,091	1.1%	
普通交付金	17,871,377		17,652,743		218,634	1.2%	療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金
特別交付金(保険者努力支援分)	81,910		96,554		-14,644	-15.2%	後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	96,979		83,753		13,226	15.8%	国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(県繰入金(2号分))	130,150		137,001		-6,851	-5.0%	都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(特定健康診査等負担金)	55,093		68,367		-13,274	-19.4%	特定健康診査・特定保健指導に対する交付金
③ 繰入金	2,034,237	7.8%	2,060,900	8.0%	-26,663	-1.3%	一般会計、国民健康保険基金からの繰入金
他会計繰入金	1,984,237		2,027,900		-43,663	-2.2%	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	765,500		768,483		-2,983	-0.4%	保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	432,911		458,876		-25,965	-5.7%	保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。
未就学児均等割保険料繰入金	11,993		15,311		-3,318	-21.7%	未就学児の均等割軽減に対する繰入れ。国・県分を含む。
職員給与費等繰入金	463,935		476,997		-13,062	-2.7%	職員給与費等の総務費に対する繰入れ
出産育児一時金等繰入金	47,000		49,026		-2,026	-4.1%	出産育児一時金に対する繰入れ
国保財政安定化支援事業繰入金	70,898		67,207		3,691	5.5%	国保財政の健全化等に資するために講じられている地方財政措置分の繰入れ
その他一般会計繰入金	192,000		192,000		0	0.0%	《法定外繰入金》地方単独事業波及分に充てられるもの
市国民健康保険基金繰入金	50,000		33,000		17,000	51.5%	国民健康保険事業の財源不足等に対応するための繰入れ
繰越金	120,000	0.5%	147,000	0.6%	-27,000	-18.4%	前年度からの繰越金
諸収入	69,778	0.3%	57,463	0.2%	12,315	21.4%	保険税の延滞金など
延滞金、加算金及び過料	38,961		25,030		13,931	55.7%	
一般被保険者延滞金	38,931		25,000		13,931	55.7%	
退職被保険者等延滞金	10		10		0	0.0%	
一般被保険者加算金	10		10		0	0.0%	
退職被保険者等加算金	10		10		0	0.0%	
雑入	30,817		32,433		-1,616	-5.0%	
一般被保険者第三者納付金	21,189		21,166		23	0.1%	
退職被保険者等第三者納付金	10		10		0	0.0%	
一般被保険者返納金	9,613		11,252		-1,639	-14.6%	
現年分	9,603		11,242		-1,639	-14.6%	
不当利得等返納分	9,593		11,232		-1,639	-14.6%	
特定健診等返納分	10		10		0	0.0%	
滞納繰越分	10		10		0	0.0%	
不当利得等返納分	5		5		0	0.0%	
特定健診等返納分	5		5		0	0.0%	
退職被保険者等返納金	2		2		0	0.0%	
現年分	1		1		0	0.0%	
滞納繰越分	1		1		0	0.0%	
その他雑入	3		3		0	0.0%	
歳入合計	26,193,000	100.0%	25,784,000	100.0%	409,000	1.6%	

令和5年度当初予算案総括表 [対令和4年度当初予算]

単位 千円

科目	5年度当初		4年度当初		比較		説明
	金額	構成比	金額	構成比	金額	率	
総務費	463,935	1.8%	480,565	1.8%	-16,630	-3.5%	
総務管理費	396,817		407,623		-10,806	-2.7%	
一般管理費	394,306		404,929		-10,623	-2.6%	
職員給与費	219,208		222,063		-2,855	-1.3%	人件費
④ 国民健康保険庶務事業	175,098		182,866		-7,768	-4.2%	資格管理、保険給付、システム関係経費等の事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,511		2,694		-183	-6.8%	国民健康保険団体連合会への負担金
⑤ 徴税費	66,517		72,341		-5,824	-8.1%	保険税賦課・徴収業務の費用
運営協議会費	601		601		0	0.0%	運営協議会の費用
⑥ 保険給付費	17,996,991	68.7%	17,794,151	69.0%	202,840	1.1%	
療養諸費	15,601,551		15,538,265		63,286	0.4%	
一般被保険者療養給付費	15,411,740		15,319,861		91,879	0.6%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
退職被保険者等療養給付費	100		150		-50	-33.3%	退職被保険者等が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	140,779		168,589		-27,810	-16.5%	一般被保険者が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
退職被保険者等療養費	100		100		0	0.0%	退職被保険者等が診療、治療用器具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	48,832		49,565		-733	-1.5%	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,300,390		2,159,654		140,736	6.5%	
一般被保険者高額療養費	2,297,228		2,157,587		139,641	6.5%	
一般被保険者高額療養費	2,291,249		2,151,548		139,701	6.5%	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	5,979		6,039		-60	-1.0%	70歳以上の一般被保険者が1年間に支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
退職被保険者等高額療養費	200		400		-200	-50.0%	退職被保険者等が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	2,862		1,567		1,295	82.6%	
退職被保険者等高額介護合算療養費	100		100		0	0.0%	
移送費	250		300		-50	-16.7%	負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急的に移送された際に支給するもの
一般被保険者移送費	200		250		-50	-20.0%	
退職被保険者等移送費	50		50		0	0.0%	
出産育児諸費	70,530		73,577		-3,047	-4.1%	
出産育児一時金	70,500		73,540		-3,040	-4.1%	被保険者が出産した際に、出産児1人につき50万円を支給するもの
審査支払手数料	30		37		-7	-18.9%	
葬祭諸費	20,150		20,850		-700	-3.4%	被保険者が亡くなった際に、喪主に対して5万円を支給するもの
傷病手当金	4,120		1,505		2,615	173.8%	新型コロナウイルス感染症に感染し業務に就くことができない被保険者に、その間の生活保障として一定額を支給するもの
⑨ 国民健康保険事業費納付金	7,386,563	28.2%	7,192,490	27.9%	194,073	2.7%	
医療給付費分	4,980,102		4,801,172		178,930	3.7%	一般、退職被保険者の医療給付費分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者医療給付費分	4,978,500		4,801,172		177,328	3.7%	
退職被保険者等医療給付費分	1,602		0		1,602	皆増	
後期高齢者支援金等分	1,782,821		1,719,689		63,132	3.7%	一般、退職被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,782,821		1,719,689		63,132	3.7%	
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0		0		0	0.0%	
介護納付金分	623,640		671,629		-47,989	-7.1%	介護納付金分に係る納付金を県に納付するもの
介護納付金分	623,640		671,629		-47,989	-7.1%	
共同事業拠出金	5	0.0%	5	0.0%	0	0.0%	一般被保険者から退職被保険者に移行する方の一覧表作成に係る拠出金を国保連へ支払うもの
共同事業拠出金	5		5		0	0.0%	
保健事業費	298,206	1.1%	269,486	1.0%	28,720	10.7%	
保健事業費	68,963		33,202		35,761	107.7%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
保健普及費	9,213		8,802		411	4.7%	
病院事業費	59,750		24,400		35,350	144.9%	直営診療施設に対して交付される特別調整交付金を病院事業会計へ支出するもの
特定健康診査等事業費	229,243		236,284		-7,041	-3.0%	こくほの健診・こくほの人間ドック等に係る費用
⑩ 国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	209,496		220,845		-11,349	-5.1%	
⑪ 国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	19,747		15,439		4,308	27.9%	
市国民健康保険基金積立金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	平塚市国民健康保険基金への積立金
諸支出金	47,200	0.2%	47,203	0.2%	-3	0.0%	還付金・返還金など
償還金及び還付加算金	47,200		47,200		0	0.0%	
一般被保険者保険税還付金	45,000		45,000		0	0.0%	
退職被保険者等保険税還付金	280		280		0	0.0%	
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000		1,000		0	0.0%	
一般被保険者保険税還付加算金	900		900		0	0.0%	
退職被保険者等保険税還付加算金	20		20		0	0.0%	
指定公費負担医療立替金	0		3		-3	皆減	
予備費	100	0.0%	100	0.0%	0	0.0%	
歳出合計	26,193,000	100.0%	25,784,000	100.0%	409,000	1.6%	
歳入歳出差引額	0		0				

平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

令和4年11月に建議をいただいた平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、令和5年3月市議会定例会に議案を上程するために現在手続きを進めています。

1 改正の要旨

健康保険法施行令の一部改正（令和5年4月1日施行）にあわせ、平塚市国民健康保険条例第5条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改定し、同項ただし書き「42万円」を「50万円」に改定するものです。

出産育児一時金の支給額

	産科医療補償制度の対象外分娩	掛け金	産科医療補償制度の対象分娩
現行	40万8,000円	1万2,000円	42万円
改正後	48万8,000円	1万2,000円	50万円

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設され、平成21年1月1日に施行されました。

【健康保険法施行令】

（出産育児一時金の金額）

第36条 法第101条の政令で定める金額は40万8,000円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、40万8,000円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

【平塚市国民健康保険条例】

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和5年4月1日

平塚市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

—— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>出産育児一時金の額を改定する。</p>